

～～他法令に関わる申請について～～

- ◆洞窟へ入洞する場合は、少人数であっても入山許可とは別に入洞届が必要です。

下記表を参考の上、所在市町村の教育委員会へ確認してください。

(文化財保護法関係)

管理団体・機関	電話番号	天然記念物名	備考
富士吉田市 教育委員会	0555-22-1111	吉田胎内樹型	
富士河口湖町 教育委員会	0555-72-6053	船津風穴	
		富士風穴	
		本栖風穴	立入禁止
		竜宮洞穴	立入禁止
		西湖コウモリ穴	有料
鳴沢村 教育委員会	0555-85-2311	神座風穴	立入禁止 (生態系保全)
		蒲鉾穴	
		眼鏡穴	
		大室風穴	立入禁止 (生態系保全)
		軽水風穴	
富士観光興業 株式会社	0555-85-2300	富岳風穴	有料
	0555-85-2301	鳴沢氷穴	有料

- ◆入山地域・行為内容によっては、別途許可が必要な場合があります。

- (1) 自然公園区域内では、行為によっては制限がありますので、富士五湖自然保護官事務所 (TEL: 0555-72-0353) 又は富士・東部林務環境事務所森づくり推進課 (TEL: 0554-45-7812) へ確認してください。

(自然公園法関係)

- (2) 県道 (吉田口登山道等) で撮影をする場合は、富士・東部建設事務所吉田支所道路課 (TEL: 0555-24-9087) へ確認してください。

(道路交通法関係)

- ◆また、青木ヶ原樹海地域では、「富士山青木ヶ原樹海エコツアーガイドライン」を平成16年度に制定し、エコツアー事業者を中心に自然環境の保護と自然観察の両立を目指した取り組みを行っています。ガイドラインを一読し、御理解・御協力を御願います。